

豊根村まち・ひと・しごと創生総合戦略

小さく持続するむら戦略



平成 27 年 8 月

豊根村

目次

I 基本的な考え方

1 はじめに	1
2 人口減少と地域経済縮小への対策	4
3 まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	6

II 政策の企画・実行にあたっての基本方針

1 従来の政策の検証	9
2 まち・ひと・しごと創生の政策 5 原則を受け止める	9
3 豊根村総合計画などの既存計画と連携する	10
4 地域連携を強化する	12
5 取組体制とPDCAの整備	13

III 今後の政策の基本目標

IV 財政の確保

V おわりに

付属文書

アクションプラン(個別施策工程表)	24
-------------------	-------	----

I 基本的な考え方

1 はじめに

村制126年の決意
豊根村を将来にわたって持続させる。

豊根村は、村が成立してから、126年を迎えます。

戦争、ダム、過疎・・・いろいろな時代を先人の創意と工夫で、豊根村は歩み続けてきました。

消滅自治体と言われる今日。「豊根村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(以下、「豊根村人口ビジョン」という。)では、このままでは40年後に400人台の人口規模となると予測されています。そこで、豊根村の暮らしや文化を守る人口規模を900人ととらえ、村を持続させる方針を明確にしていきます。

国全体が人口減少局面を迎えるなか、人口が減ることはやむを得ません。しかし、創意と工夫で、少なくとも持続できる豊根村づくりを進め、少子高齢化の状況から抜け出し、たとえ人口が少なくとも、バランスの良い人口構成を実現し、ひとつの社会を形成する自治体(村)として長く持続させる決意を持って、「**小さく持続するむら戦略**」と名付け、豊根村を将来にわたって持続することを宣言し、そのための当面の5年間に取り組みを進める方向を定めるものです。

1 小さいことを活かした長続きする豊根村にする。

人口が少ないからこそできる、ひとりひとりが生き活きと暮らせる村づくりを目指して、都市とは違う創意工夫や小さいことを活かした効率的かつ細かなところに配慮できる村づくりを進めていきましょう。

2 自分たちのことは自分たちで決めるむらづくり

自らの生活環境は自らでつくる努力が必要です。村民で進んで協力し合い、知恵と力を出し合って、総合計画の理念でもある「みんなで」精神で、村民ひとりひとりが、村づくりに参画しながら一緒に村をつくりあげていきましょう。

3 かかわりを広げるむらづくり

人口規模が小さい豊根村ですから、周辺自治体や企業、大学などいろいろな連携を進め、効率的かつ機能的な地域づくりを進めましょう。

また、村の出身者や村の取組に賛同していただける仲間も村の一員です。村を持続させるために関わりを広げてきましょう。

「豊根村人口ビジョン」が示す中長期展望

- 豊根村人口ビジョンでは、今後取り組みを実施しない場合、少子高齢化の傾向が今後も続くことが見込まれ、村の人口規模が大きく縮小することが見込まれている。

最大値 2025年 高齢者比率 55% 若年者比率 7%
2060年人口推計値 438人

- その対策として、以下を実施する。

- 1 出生率向上対策
- 2 転出抑制・転入促進対策
 - ・地域の雇用を創出する
 - ・若者の定住を促す
 - ・子育てや高齢者を支える現役世代をしっかりと支援する
 - ・道路や住宅などの生活基盤の維持改善を図る

- 人口対策の効果を十分発現させて、2060年の豊根村人口を900人程度確保する。

これにより、以下を実現する。

- ・ 高齢化率25%・若年者比率18%のバランスの良い人口構成になる。
- ・ 小中学校の複式学級を解消する。
- ・ 2015年の生産年齢人口を確保する。

- これらにより、一早く「脱高齢化」を図り、持続可能な人口構成を実現する。

2 人口減少と地域経済縮小への対策

豊根村の人口は、戦後の 5,000 人台をピークとして、減少を続けている。特に戦後におきた食糧難対策として分村による村外への移転や佐久間ダム、新豊根ダム建設により集落が水没し、家ごと村外へ移転せざるを得ないなど、大きな事案発生に起因した人口減少と、戦後の高度成長期における都市部への就職や農林業などの主要産業の低迷など過疎化による人口減少の 2 つの面を有している。

近年では、少子高齢化が顕著に進み、平成 22 年の若年者比率は 10%、高齢者比率は 46%となっている。

人口減少は、村の経済に大きな影響を及ぼしている。消費市場の縮小による経済の衰退、さらには深刻な人材不足、森林や農地の荒廃、空き家の発生などが発生しており、こうした状況は、経済基盤衰退のみならず地域社会自体の存続の危機を生み出している。特に主要産業であった林産業における木材やシイタケ価格の低迷は、村の産業に大きな打撃を与えている。最近の企業数、事業所数、従業者数はともに、減少傾向にあり経済基盤が縮小していることを示している。

	2009 年	2012 年	2009 年/2012 年比
企業数	78 企業	72 企業	▲8%
事業所数	104 事業所	90 事業所	▲14%
従業者数	721 人	580 人	▲20%

出典：地域経済分析システム

このように豊根村では、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル（悪循環の連鎖）が極度に進んできた。人口減少問題は、豊根村の存続をかけた重要な課題であり、豊根村の持続的な維持に向けて、次の 4 点の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。

① 地域の雇用を創出する。

豊根村において地域に「しごと」を創出していく必要がある。既存産業の振興を図るとともに地域資源を最大限活かした産業創出をすることで地域を担う人材を確保していく。

② 若者の定住を促す。

将来の地域を担う若者の定住を確保していくことが重要な課題である。Uターンの促進とともに、都市部の田舎志向をとらえたIターンの促進を図っていく。

③ 子育てや高齢者を支える現役世代をしっかりと支援する。

生産年齢人口である現役世代が安心して暮らしていける対策を講じること人口の確保が図られる。そのため安心して子育てができる環境づくりを行うことが重要である。また、現役世代がしっかりと定住していることが、高齢者を支える地域づくりにつながる。そのため、現役世代への切れ目のない支援を行い、豊根村での安定した暮らしを実現する。

また、高齢になってもいきいきと暮らしていけるよう、医療福祉体制の充実を図るとともに、介護予防や生涯現役で働くことのできる仕組みを進め、高齢になってもいきがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを進める。

④ 道路や住宅などの生活基盤の維持改善を図る。

山間地である豊根村においては、生活においても経済対策においても、道路基盤が最重要な基盤であり、継続して充実を図っていく。また、民間サービスのない豊根村においては、住宅、医療、教育、情報通信など生活基盤を公的に確保し、安心して暮らすことのできる環境づくりを進める。

この構造的な課題の解決には長期間を要する。人口減少に歯止めをかけるためには人口構造自体を改善する必要がある、容易にできる状況にはない。しかしながら、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。国や県、また、近隣自治体の地方創生の動きとしっかりと連動して、危機感を持って人口減少克服と地方創生に取り組んでいく必要がある。

3 まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地域を維持するためには、「ひと」が中心であるが、「ひと」が暮らしをするためには、まず「しごと」がなくてはならない。そのため、まず「しごと」を創出し、「ひと」が暮らすことのできる状況にすることが必要である。そうすることで、さらに「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを創造していく必要がある。

そのうえで、現在の課題解決にあたって重要なのが、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めを掛け、好循環を生み出す取り組みが重要である。都市部には、仕事等の条件がかなえば地方へ移住を希望する人が約 4 割いるとの調査結果もある。悪循環を断ち切るためには、そうした流れを積極的に呼び込み、長期間を必要とするものの、いままでの悪循環を少しでも変化させ、好循環に変化させるための環境を整えていくことが急務である。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である。

(1) しごとの創生

地域資源を最大限活用するとともに、地域特性を生かし、都市部にはない魅力を活かした産業づくりに注力していく。地域の雇用力には限界があるため、新しい起業などいままでにない魅力創出に向けた取り組みを推進していく。

(2) ひとの創生

「しごと」を創生し、新しい「ひと」の流れを創出する。村の子供たちが将来にわたって村で生活できるようにするとともに、都市部の若者の移住を促していく。また、安心して暮らすことができるように各種の生活基盤を充実させるとともに、結婚から出産・子育てまで、切れ目のない支援を進める。

(3) まちの創生

「しごと」「ひと」の好循環を支えるためには、人々が豊根村の生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるような「まち」としての生活基盤の充実が必要となる。そのため、公共交通や救急医療体制、教育体制などを始め近隣自治体などとの連携により安心して暮らせる体制づくりを進めて

いく。

これらの取り組みは、個々の問題への対応として考えるのではなく、「しごと」「ひと」「まち」の間における自立的かつ持続的な好循環が確立されるように考えなければならない。

そのためには、各政策を一体的に取り組み、相乗効果を発揮していくことが重要である。

そこで、豊根村人口ビジョンにおいて示された長期的な展望と現行の第5次豊根村総合計画（平成20～29年度）の内容を踏まえながら、国総合戦略や愛知県総合戦略（仮称）などと連携して、平成27年度から5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた総合的な戦略を策定する必要があるため、「豊根村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「豊根村総合戦略」という。）をとりまとめるものである。

■国総合戦略（要旨）

1 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・本格的な人口減少時代の到来、地方と東京圏の経済格差による人口の一極集中
- ・地域経済の縮小により、人口の一極集中と地方人口減少に拍車がかかる。
- ・地方における負のスパイラルの解消、人口減少を克服し地方創生
 - ① 東京一極集中を是正する。
 - ② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - ③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・地域経済の活性化、産業の高付加価値等による「しごとの創生」
- ・地方就労の促進や移住定住促進等による「ひとの創生」
- ・安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化、広域連携等による「まちの創生」

2 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1) 自立性

各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

Ⅱ 政策の企画・実行にあたっての基本方針

1 従来の政策の検証

これまで過疎対策をはじめ人口減少対策には積極的に取り組んできたが、人口減少の流れを克服するには至っていない。さらに、今後の地方交付税の大幅な減少などにより村の財政状況は大きくひっ迫することが予測されている。

そのため、いままでの取り組みを検証し、状況に応じた見直しを進めながら、将来に向けて必要な取り組みは、大胆に進めていく必要がある。

2 まち・ひと・しごと創生の政策 5 原則を受け止める

国の地方創生と積極的に連動した政策を進め、村の創生を図るためには、国の総合戦略における政策 5 原則をしっかりと受け止める必要がある。また、愛知県の総合戦略（仮称）との連携も十分に図りながら進める。

- (1) 自立性 持続可能な地域づくりを進める。
- (2) 将来性 人口減少の状況下にあっても心豊かに生活できる地域づくりを進める。
- (3) 地域性 地域特性を活かした特色ある地域づくりを進める。
- (4) 直接性 住民主体を基本に、産学官金労言が連携した地域づくりを進める。
- (5) 結果重視 総合戦略の進捗を検証し、見直しを行いながら推進を図る。

3 豊根村総合計画などの既存計画と連携する

課題解決には一体的な取組が必要であることから、現行の第5次豊根村総合計画（平成20～29年度）など既存の計画と連動し、一体的に効果があがるように取り組みを進めていく。また、国において認定された「地域活性化モデルケース」や「地域再生計画」と連動した一体的な取り組みを進めていく。

■豊根村第5次総合計画（要旨）

総合計画の基本コンセプト「みんなで豊根おこし」

- ◎ みんなで村づくりを考え、実践しよう！
- ◎ 自立した特色ある地域づくりを進めよう！
- ◎ 誇りを持って村のPRをしよう！
- ◎ 新しい産業おこしに挑戦しよう！

行政が村民とともに重点的にやること

村民の積極的な活動を支援するため、行政は、各種支援や取り組みを充実させていきます。基本的には、行政サービスを堅実に一步一步しっかりと行いながら、次代を見据えた村づくりに向けた次のチャレンジを行っていきます。

1 ライフステージごとの「現役世代生活応援」

- 住まいや道路基盤の整備、公共交通の確保など、村内にずっと住み続けていきたい、豊根村に移り住みたいと思える、しっかりと定住環境づくりを進めていきます。
- 出生・入学・卒業・就職・結婚・出産・子育て・退職などそれぞれのライフステージに応じた包括的かつ切れ目のない生活支援を村民との協働によって進めていきます。
- 若い世代が住み続けていくことに誇りが持てるよう、地域教育、集落づくり、高齢福祉など各世代を連携させて、豊根村での暮らしを支援していきます。

2 時代にマッチした「観光交流立村へ」

- 茶臼山高原を中心とした観光施設の充実と村内施設の連携を強化し、滞在し楽しめる観光地づくりを推進していきます。
- 「道の駅」の再整備や「芝桜の丘」に次ぐ観光資源の発掘・開発を意識しながら、村内各地の魅力資源を磨き上げるとともに、観光交流プログラムの企画開発や新たな観光ツアーを進めるなど、観光地としての魅力を向上させ誘客を進めます。

- 豊根村の基幹産業である農林水産業の強化を図りながら既存の各種事業体や新業態の創出を進め、新しい発想で「観光交流立村」によるむらづくりを地域経済全体の活性化につなげていきます。

3 特色のある地域づくりへの支援

- 5つの行政区における「食・農林産物」や「歴史・文化」や「風景・自然」など、その地域ならではの地域資源を掘り起こし、それぞれの行政区ごとの特色ある地域づくりを進めていきます。
- 暮らしやすい地域にしていくために、地域の自主性や創意工夫を活かした集落づくりを進めていきます。

■地域活性化モデルケース（要旨）

タイトル： 「奥三河」北設楽郡3町村の強みを活かした「住んでよし」「訪れてよし」の田舎の実現

近年、3町村の協力によって構築した公共交通ネットワークの維持・充実や周辺地域へのアクセス改善を進め、国土交通大臣表彰を受けた「おでかけ北設」等の取組を基盤に、通院・通学等の移動機会を全域で確保し、定住環境整備や来訪者の利便性確保を進める。更に3町村の連携・協働を様々な施策へ発展させ、地域資源を磨き活用することで、各町村の持つ潜在価値を顕在化させ、さらに相乗効果を高め、地域外から人を呼び込み、地域社会・経済の活性化を図り、「住んでよし」「訪れてよし」の魅力的な田舎をつくり出すことで、いつまでも住み続けられる環境の整備を目指す。

現状分析を踏まえ、「住んでよし」「訪れてよし」の田舎の実現に向けた取り組みを進めるにあたっての指標を以下のとおり定めることとする。

- 社会減（人口の流出超過）を抑制する。（定住人口確保）

平成25年：59人（転入294人、転出353人）→平成30年：30人

- 地域公共交通の利用者を増加させる。（公共交通による移動機会確保）

沿線住民一人当たり年間利用回数平成24年度：2.6回→平成27年度：2.8回

- 一次医療を地域内でカバーする。（地域医療サービス確保）

現有公的医療機関の存続平成25年度：5機関→平成30年度：5機関

- 郡内唯一の高校「県立田口高校」の地元中学出身者比率を向上させる。

平成25年度：66%→平成30年度：80%

- 地域への来訪者を増加させる。（地域経済活性化への寄与）

5年間で入込観光客を10%増加

- 地域おこし協力隊員を確保する。（起業や産業創出の推進）

平成26年度10人の水準を維持。

4 地域連携を強化する

地域課題解決には豊根村における取り組みだけでは解決しない課題が非常に多い。そのため、国と連携するとともに、愛知県、東三河広域連合、近隣自治体との連携を一層強化するとともに、県境をまたいだ県境域町村との連携や友好自治体など離れた地域との連携を積極的に進めながら、豊根村の創生を進めていく。

- (1) 愛知県との連携
- (2) 東三河市町村や東三河広域連合など東三河地域との連携
- (3) 新城北設楽地域における連携
- (4) 愛知・長野県境域における連携
- (5) 三遠南信地域における連携
- (6) 友好自治体などとの連携
- (7) 豊根村の特色を活かす新たな地域連携

5 取組体制とPDCAの整備

(1) 5か年戦略の策定

国総合戦略を踏まえ、豊根村人口ビジョンの状況を勘案し、早急に豊根村総合戦略の策定を行う。

なお、今後策定が見込まれる愛知県総合戦略（仮称）が公表された際には、豊根村総合戦略を適宜見直していく。

この取組の成果を上げていくためには、中長期にわたって取組を継続する必要があることから、短期・長期の目標設定し、常に個々の取り組みの成果を検証しながら、適宜この総合戦略を見直していくものとする。

(2) PDCAの整備

地域課題に基づく短期・長期の政策目標と設定し、豊根村総合戦略の進捗を検証し改善するPDCAサイクルを確立させる。これにより適宜政策を見直し、一体的かつ効率的な推進を図っていく。

(3) 成果（アウトカム）を重視した目標設定

政策の効果の検証においては、取り組みの実施だけではなく、成果（アウトカム）をしっかりと検証し、政策の効果を積み重ねていく必要がある。各政策においては社会動向や様々な要因から当初想定した状況とは異なった成果を生み出す可能性があるため、状況条件に応じて柔軟に対応していくことが求められる。

Ⅲ 今後の政策の基本目標

豊根村総合戦略における基本目標を以下のとおり4つ設定する。

【国の目標】しごとをつくり、安心して働けるようにする

基本目標1 茶臼山観光ブランド化

【国の目標】新しい人の流れをつくる

基本目標2 田舎志向を引き込む

【国の目標】結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標3 現役世代しっかり応援

【国の目標】時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

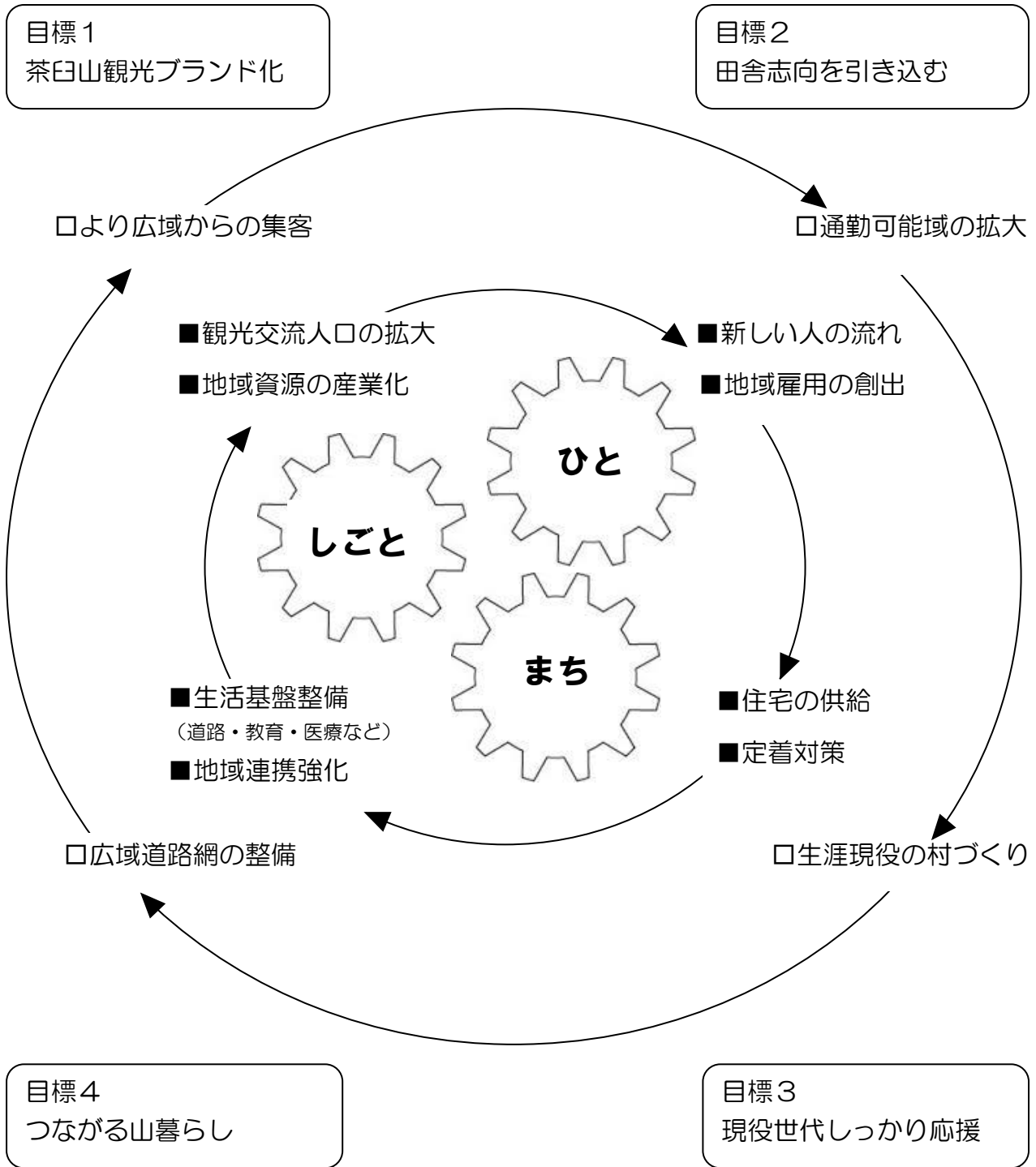
基本目標4 つながる山暮らし

基本目標の実現に向けては、豊根村の各種政策が連動して効果を発揮するよう政策をパッケージとして設定し、重点的に取り組みを実施していく。なお、政策パッケージの実施にあたっては、住民、企業、団体など産学官金労言の関係者連携を促すことで、政策の効果をより一層高める工夫を行う。

これにより、豊根村に「しごと」が生まれ、新しい「ひと」の流れが生じると、その「ひと」が新しい「しごと」を創出し、好循環が達成される。

また、「しごと」「ひと」の好循環が、安心して暮らす「まち」の基盤を整備させるとともに、「まち」の基盤を充実することで、持続可能な地域となっていく。

豊根村における「まち」「ひと」「しごと」の好循環 概念図



しごとをつくり、安心して働けるようにする

基本目標 1 茶臼山観光ブランド化

【施策の概要】

愛知県内有数の観光地である茶臼山高原を、農林水産業や食文化など地域資源を最大限に生かして全国的な観光地へ引き上げていく。

1 茶臼山を観光ブランドとして確立する

芝桜やスキー期間の集客を一層充実強化するとともに、閑散期対策を進める。また、周辺地域との連携を図ることで、より魅力的な観光地としての飛躍を実現し、三遠南信地域における観光地ブランドとしての確立を図る。

また、茶臼山に誘客した観光客を村内全体に誘導し、観光交流の拡大を創出する。

2 農業・水産業で食の新しい魅力をつくる

農産物の 6 次産業化を進めるとともに、近未来技術の導入や内水面を活かした新しい水産物の振興を図り、新しい魅力を創出する。

【関連するアクション】

- 1-1 観光の振興
- 1-2 農水産物の活用
- 1-3 林産物の活用
- 1-4 商工業の振興
- 1-5 起業の促進

【2020 年成果目標】

- 観光交流人口の増加 2020 年までに観光入込客を 100 万人に増加させる。
- 起業支援数 2010～2014 年までの過去 5 年間で 1 件である起業支援を 2020 年までの 5 年間に 5 件行う。

新しい人の流れをつくる

基本目標 2 田舎志向を引き込む

【施策の概要】

これからの村をつくっていくために、新しい人の受け入れを積極的に進めていく。都市部へ流出した人口のUターン対策と山村暮らしの新しい価値観を生み出すIターンの受け入れを積極的に行う。

そのために住宅供給など若者の田舎志向の受け皿整備を進めるとともに、都市部への道路整備の充実により、都市部との時間短縮を図り、通勤可能地域としていく。

- 1 山村暮らしを充実させる住宅の供給
民間事業者による住宅供給のない豊根村において、転入促進と転出抑制のために、住む場所の確保をしっかりと進めていく。
また、空き家の活用による集落の維持・活性化を進める。
- 2 新しい田舎暮らしを提案して、若者やUターンを呼び込む
都市部の若者の田舎志向を誘導し、地域おこし協力隊などの制度を活用しながら、新しい「ひと」の定住を促進していく。また、村出身者のUターンについても積極的に呼びかけを行うことにより、転出傾向を改善して、新しい人の流れを創出していく。
- 3 通勤可能地域にしていく
高規格道路の誘致（三遠南信道・グリーンロードなどへの連絡）
やりニア開業を見据えた飯田方面への道路交通網整備や公共交通網確保を進める。

【関連するアクション】

- 2-1 住まいの基盤づくり
- 2-2 村外との交流促進
- 2-3 定住促進対策
- 2-4 新しい人材づくり・女性の活躍支援

【2020年成果目標】

- 人口の社会減の抑制 2020年までに人口の社会減を半減させる。
2012～2014年間の平均15人社会減少を2020年の社会減を7人にする。
- 定住者の確保 2020年までに定住促進住宅を10戸整備し、
U I ターン者を30人確保する。
- 地域おこし協力隊の確保 2020年の隊員数を4名確保する。

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 3 現役世代しっかり応援

【施策の概要】

自然環境豊かな豊根村で、若者をはじめとした現役世代が安心して結婚、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行い、安心して暮らせる環境づくりを進める。

また、継続的な定住のためには、子供の教育の質の確保が重要であり、地域の特性を生かした魅力的な教育環境づくりを進める。

1 現役世代生活支援の充実

若い世代から高齢者まで、切れ目のない支援を行うことなどにより、充実した暮らしを形成できる環境づくりを進める。

2 教育の質の確保

豊根村で若い世代が継続して住み続けるためには、しっかりとした子供の教育環境があることが大切である。地理的な制約を克服しながら、特色ある教育環境づくりを進める。

3 生涯現役の村づくり

高齢になってもいきいきと現役で過ごせるよう、医療福祉対策とともに、いきがい対策を充実させる。

【関連するアクション】

- 3-1 子育てしやすい村づくり～現役世代への支援～
- 3-2 医療の充実
- 3-3 高齢者対策
- 3-4 健康づくり対策・障害者対策
- 3-5 学校教育の充実
- 3-6 生涯学習の充実

【2020年成果目標】

- 小中学生数確保 2020年の小中学生数を60人確保する。
- 特色ある教育事業の継続 2020年の特色ある教育事業数を9事業確保する。
- 医療体制の維持 2014年の医療機関数2か所を2020年まで維持する。

基本目標 4 つながる山暮らし

【施策の概要】

民間サービスの少ない豊根村においては、住宅、医療、教育、交通、情報通信など生活基盤を公的に整備し維持充実を図っていくが、人口減少段階においては、それぞれ暮らしに必要な機能を村単独で維持していくのではなく、周辺地域としっかり連携・機能分担しながらコンパクトな村づくりを進める。

1 道路の整備

地域内の道路の充実を図るとともに、暮らしを持続させるために不可欠な都市部と連携する道路網の充実を図る。

2 生活基盤の維持

買い物、情報通信、公共交通、医療、教育など暮らしに必要な機能を村内機能の確保とともに、村外との連携により確保していく。

3 特色ある地域づくりの促進

地域づくりを強力に推進していくために村民自らが主体となった取り組みを充実させる。

【関連アクション】

- 4-1 道路など生活基盤の整備
- 4-2 公共交通の確保
- 4-3 広域ネットワーク体制づくり
- 4-4 環境に貢献する地域づくり
- 4-5 村民と行政の協働
- 4-6 防災・防犯
- 4-7 誇れる文化づくり

【2020年成果目標】

- 行政区数確保 効率的な行政運営を図るため地域活動の核となる行政区を2020年時点で5区を確保する。
- 買い物支援システム 現在機能がない買い物支援システムを2020年までに2システム稼働させる。
- 生活基盤の維持 ひとりあたりの公共交通利用率を2014年2.4から2020年2.6に増加させる。
- 広域連携の推進 周辺自治体や企業、大学等との広域連携協定の数を2014年の11協定を2020年までに15協定に増加させる。

IV 財政の確保

財政力の乏しい豊根村において、総合戦略の実現に向けては、中長期にわたって安定的な財源の確保が必要となる。そのため、財政の健全化に努め、持続可能な財政運営を進めていく必要がある。加えて、国や県と密接に連携して着実かつ持続可能な体制により総合戦略の実現を図る。

おわりに

- 豊根村は、全国に先駆けて人口減少・少子高齢社会を迎えている。人口減少を克服し地方創生を成し遂げていくことは、国の為すべき方向を示すモデルになるものと考えている。
- 地域を持続していくためには、何をなすべきかをしっかりととらえ、全国一律の施策を行うのではなく、豊根村の課題に応じた取り組みを柔軟かつ大胆に進めていく必要がある。国の地方創生の取組を大きなチャンスととらえ、持続可能な地域社会づくりを確立していく。
- 新しい村づくりの形を創出し、豊根村を子や孫、さらには次の世代へ引き継いでいくことは、今日を生きる我々世代の最も重要な責務であり、そのためにも、村の良さを豊かにたたえた活力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。
- この総合戦略は、豊根村の人口減少に立ち向かうための戦略であり、交流人口の増大などによる雇用、新しい若者の定住、都市との連携を可能にする交通基盤などの確保を中心として構成しており、豊根村の地方創生の核となるものである。そのため、住民間での共通の理解を図りつつ、第5次豊根村総合計画の理念である「みんなでむらおこし」と連動して、住民主体の力を結集して推進していくものである。

この豊根村総合戦略は、そうした基本認識のもとで、国総合戦略と連動して策定したものであって、その進捗に応じて、目標も含め適宜見直しを行いながら進めていく。

付属文書

アクションプラン（個別施策工程表）

基本目標 1 茶臼山観光ブランド化

■取り組み 1-1 観光の振興

■現状と課題

村内には天竜奥三河国定公園の一角をなし、県下唯一のスキー場をはじめ各種施設を有する茶臼山高原や、みどり湖畔など、観光・交流の場として活用できる土地資源があります。

観光は村の基幹産業で、特に茶臼山高原は、愛知県最高峰「茶臼山」を中心に広がり、芝桜、新緑、避暑、紅葉、スキーなど四季を通して観光・レクリエーションが楽しめます。特に芝桜の開花時期には、多くの観光客が訪れています。観光施設としては、茶臼山高原の施設のほか、「湯の島温泉」「来富館」「湯～らんどパルとよね」「道の駅」「いこいの里」「三沢加工体験館」「大入の郷」等の観光拠点施設があり、雇用の場として重要な役割を果たしています。

観光の振興を図っていくためには、各施設が連携し、周遊、滞在に対応する機能整備を進めていくことが重要です。また、芝桜やスキー以外の茶臼山観光交流機能の充実により、観光客のリピートと村内観光施設等への周遊など観光振興の充実を強力に図る必要があります。さらに、近年は、着地型観光などの提唱により「観る観光」から「体感する観光」へのシフトが強まっており、農業・林業等産業間の連携、住民参加でそれらに対応していく必要があります。一方、広域的な観光振興体制としては、奥三河観光協議会、東三河広域観光協議会に参加し、奥三河一体の豊かな自然と伝統文化の保護・存続・観光事業の振興を広域的に取り組む必要があります。

村では、平成 26 年 12 月に豊根村観光交流アクションプランを策定し、観光立村の実現に向けた対策を加速させていきます。

■必要な対応

計画項目	行動内容
観光・交流拠点施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none">○ 茶臼山高原等観光交流拠点施設の整備充実及び利用向上対策の検討○ 「湯～らんどパルとよね」の充実整備の検討○ 観光・交流拠点施設利用向上を図るための検討○ 旧学校施設有効利用による拠点機能整備の検討
観光地の付加価値向上	<ul style="list-style-type: none">◎ 新観光コース（登山、体験型等）の検討○ 茶臼山ロッジ跡地一帯の有効活用方策検討◎ 茶臼山周辺やみどり湖畔へ桜・広葉樹など花木の植栽による魅力向上◎ 「芝桜の丘」施設整備の充実○ 茶臼山高原を中心とした誘客活動を展開するための取組◎ 着地型観光プログラム開発と実践（協力農林家の

	確保、指導者の確保を含む) ◎ 新たな観光資源の発掘・開発
既存の事業体の育成	◎ 観光事業体の事業推進と経営安定化及び体質強化 ○ 豊根村独自のスタイル構築に向けた組織間連携の強化
新事業・新業態の創出	◎ 農業・林業・商工連携による6次産業化の検討 ○ 自然体験・野外教育活動プログラムの開発と教育事業の事業誘致 ◎ 特産品等の通信販売、ネット販売体制の整備 ○ 芝桜をベースにした商品開発 ○ 村民や村内事業者の特産品開発コンテストと販売 ○ 有望商品の村内生産体制整備 ○ 事業化のための組織づくり（会社設立、雇用確保、労働環境・労働条件整備） ○ 広域的観光振興体制の強化と活用 ○ 地域資源を活用した交流事業への支援 ○ 茶臼山高原開発構想の具体化検討

◎は重点的の取り組む取り組み。(以下同じ。)

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容	○観光資源を活用した誘客事業 ○ふるさと旅行券事業 ○ふるさと名物商品券事業	○観光交流アクションプランの推進 ○着地型観光の推進 ○農林商工連携による6次産業化の推進	○観光交流アクションプランの推進 ○茶臼山再開発構想の見直し
2020年KPI (成果目標)	観光入込数 2014年45万人⇒2020年100万人		

基本目標 1 茶臼山観光ブランド化

■取り組み 1-2 農水産物の活用

■現状と課題

豊根村の農地は森林に囲まれた低地に散在し、地形の制約で耕地面積は少ない上に、日当たりの悪い狭小水田等も多くあります。夏期冷涼の自然条件を活かし地理条件に合った農作物の導入が必要です。また、農家の耕作意欲の低下の一つの要因でもある農作物の鳥獣被害は年々増加し、遊休農地増加の原因となっています。

経営は、小規模で家族的な営農が主体で、就業者の高齢化が顕著です。生産効率向上のためには集団化など体制の強化が必要ですが、地理的状况から生産組織体制の形成が進まず、生産基盤の充実が図られない状況にあります。そこで、小規模でも多品目の産物を生産しながら、健康づくりやいきがいくりにつながる「いきがい農業」の取り組みを推進していきます。

また、鳥獣による農林産物の被害が深刻化し、多くで生産意欲を失っています。営農の担い手、農業後継者、新規就農者の確保も進んでおらず、農林業振興のための体制強化方策を見出すことが急務となっています。

一方で、農協の広域化等により、豊根独自の推進体制が弱体化しつつあるため、愛知東農協との連携を一層強めながら、林業や観光などとも連携した豊根村独自の農業スタイルを構築することが必要です。そのため、豊根村、愛知県農業改良普及課、愛知東農業協同組合で組織される営農会議を通じて農業者へ地域の特色に合った推進作物、栽培方法等の営農指導を行っています。休耕田が増加する状況の中で、農地の保全活用と産地育成、地産地消の促進を図るため、トマト、お茶、ブルーベリー、にんにく、天狗ナス、万願寺とうがらしなど、気候条件に適した作物の生産を奨励してきました。今後も、付加価値のある作物の導入により農業経営の改善を追求していく必要があります。

また、水産業では、清流を活用したアユ・アマゴ・ニジマス等の生産やスポーツフィッシングが行われていますが、より一層付加価値を高めるとともに、豊富な水資源を活用したチョウザメなどの新たな品種の養殖などの展開が必要です。

■必要な対応

計画項目	行動内容
基盤の整備と組織力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産組織の育成、連携強化及び新技術の導入支援 ○ モデル的な事業体の強化育成 ○ 荒廃農地活用に向けた農家への呼びかけ ◎ 鳥獣害対策の推進 ○ 体験型農業等のプログラム開発と実践 ○ 既設農道の改良 ○ 高齢者が指導して参画者を増やす取り組み（山菜等）
特色ある農林水産物の生産と販売	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高付加価値農産物の生産奨励 ○ 万願寺とうがらしの販路拡大 ○ ゆずの商品化検討 ○ ブルーベリー研究会との連携 ○ 営農会議等を通じた農業経営可能な農作物の導入計画 ○ 米の山間地向け奨励品種の栽培試験と PR 活動計画 ○ 地産地消の推進（地元販売システムの形成） ○ 少量多品目の栽培推進 ○ 農林産物販売拠点の整備 ○ アンテナショップ機能の整備 ◎ チョウザメの生産及び販売体制の確立 ◎ 地域野菜の栽培促進と豊根鍋キッチンカーの整備などによる販売促進
新たな事業主体の創出・誘致	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 農業生産法人立ち上げを視野に入れた計画づくり ○ 新規就農者・就林者の呼び込み ○ 農林業相談会等での PR と呼びかけ ○ 農林業の企業経営化（収穫期の人材確保、農林業体験交流等を会社組織で展開） ○ 広域的な技術者育成機関設置への働きかけ ◎ 指定管理者制度の有効活用 ◎ いきがい農業の推進 ◎ チョウザメの産地確立 ◎ 河川・湖面等を活かした水産業の展開 ○ 新しい水産業の創出

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○推進作物の栽培や産地化の推進 ○鳥獣害対策 ○いきがい農業の推進 ○チョウザメなどの新しい水産業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○推進作物の栽培や産地化の推進 ○鳥獣害対策 ○いきがい農業の推進 ○チョウザメなどの新しい水産業の展開
2020 年 K P I (成果目標)	新規就農者数 過去 5 年間 0 人 ⇒ 5 年間で 3 人 チョウザメなど新しい水産業での雇用 2014 年 1 名⇒2020 年 20 人		

基本目標 1 茶臼山観光ブランド化

■取り組み 1-3 林産物の活用

■現状と課題

村の面積の約 9 割を森林が占め、そのほとんどが民有林、また、多くが人工林です。豊根村森林整備計画に基づき、木材生産機能を高めるため、林業保育事業や造林事業、林道整備等、林業基盤の整備を進めてきましたが、長引く木材価格の低迷により林業経営は一段と厳しさを増し、森林整備の進捗は低下しています。また、人口の流出に伴い村外の森林所有者が増加しており、多様なニーズに対応できる体制づくりが必要になっています。

加えて、森林は水や空気を育み環境浄化機能を持つ場として大きな期待を寄せられています。そのため、計画的な森林整備により、森林環境を良好に保全していくことが求められます。特に林道・作業路は、林業機械の導入に不可欠であるため、関係団体と連携し高密度な路網体制づくりを早急に進める必要があります。また、木材流通体制の再構築及び木材に付加価値をつけるために、とよね木サイクルセンターの運営について、より一層の拡充・強化を図る必要があります。

森林組合では、事業量の安定的確保、雇用の安定を目指した各種事業を推進してきましたが、林業従事者の高齢化から、早急な後継者対策が求められています。後継者の確保には、若者が安心して林業に従事できる雇用体制が必要であり、生産性の向上、及び労働強度の軽減のための林業機械化等が必要です。一方で、国際的な木材需要の増加から国産木材が注目を集めつつあり、都市部の需要に応じた供給など木材流通体制を早急に強化する必要があります。さらには、村外森林所有者の増加や森林の環境機能への期待の高まり等を受けて、今まで以上に充実した森林の管理サービスの提供が求められています。そのためには、森林組合や林業関係者などが密に連携し、村を支える人材の確保と生産基盤などの体制整備を早急に進める必要があります。

今後、豊富な森林資源をより一層活用するため機能整備と木質バイオマスなどの活用、雇用の場の確保、林業振興を推進する必要があります。

また、森林の村にふさわしく、公共施設等での地元木材の積極的な利用、木質ペレット燃料を使用したストーブやボイラーの普及など、地元木材を活用する基盤づくりも必要です。

■必要な対応

計画項目	行動内容
森林の保全整備と木材流通体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 豊根村森林整備計画に基づく造林・保育事業、林道、作業路整備等の推進 ○ あいち森と緑づくり人工林整備事業地選定エリアの拡大 ○ 総合的な林道路線網計画と整備順位の計画策定 ○ 既設林道の改良、危険地対策事業の実施 ○ 森林管理体制の一元化 ○ 木材流通体制の整備 ○ 運材機、トラックなどを含む高性能林業機械の導入 ○ 木材流通体制再構築のためのとよね木サイクルセンター設備拡充の検討
木材利用促進（森林資源の高付加価値化）	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 木サイクル製品の製造販売システム拡充と需要開拓 ○ 間伐材を利用した木工加工の検討 ◎ 間伐材利用の木質ペレット、ペレットストーブ普及事業の展開 ○ 木質ペレット製造能力増強等の検討 ◎ 森林資源を利用した新たな土産品、特産品の開発と販売 ○ 農業と林業の融合―間伐材・ペレットを生かした土壌改良等 ○ 森林資源の新たな商品化 ○ 木質バイオマス利用促進 ○ 間伐材を活用した木質バイオマスの活用研究 ○ 住宅建設・リフォーム産業との連携方策検討

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備の推進 ○木質バイオマスの利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備の推進 ○木質バイオマスの利用促進
2020年KPI (成果目標)	木質ペレット生産量	2014年 100t	⇒2020年 150t

基本目標 1 茶臼山観光ブランド化

■取り組み 1-4 商工業の振興

■現状と課題

有力な生産・消費活動の拠点となり得る工場や商店等については、近年の企業生産拠点の海外流出やコスト削減の流れの中で、山間地域への企業立地の需要はなく、誘致に苦慮している状況が続いています。過去に誘致した工場も撤退が相次ぎ、商店は、家内労働的な小規模経営で、多様化する消費者ニーズ等により都市部の大型店での購買が増加し、一段と経営が厳しい状況です。

立地条件のハンディを克服できる業種の誘致や内発的な産業の立ち上げ等により、働く場の創出を図ることが必要とされます。

商店は家内労働的な最寄り品主体の小規模経営店で、その規模は小さく、周辺の都市部に購買力が流出しています。こうした状況を改善するため、地産地消の推進、商工会の基盤強化を促進してきましたが、住民のニーズに応えた商店の活性化や、新たな土産品、特産品の開発・販売強化等の進展は見られず、停滞が続いています。

そのため、住民ニーズに対応した経営革新に取り組む必要があります。また、高齢化の進展により買い物弱者が生じており、商業振興及び住民の生活環境を確保する観点から早急に対策を講じる必要があります。

一方、閉鎖及び移転された工場の跡地利用の検討とともに企業のニーズに基づく用地の整備も必要です。そのために、近未来技術などの新しい技術を取り入れた取り組みを推進し、産業誘致の可能性を広げていく必要があります。

■必要な対応

計画項目	行動内容
商工業の振興	<ul style="list-style-type: none">○ 小口融資制度○ 商工業者が行う取組みへの支援○ 地域通貨の研究
産業の誘致	<ul style="list-style-type: none">○ 村おこしとしての新たな企業誘致方策の再検討○ 再開発候補地のリストアップによる計画検討○ 遊休地及び荒廃地における産業用候補地の選定◎ 近未来技術の導入検討

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容	○消費喚起プレミアム商品券の発行 ○買い物弱者対策と合わせた商店街振興対策	○小口融資制度 ○買い物弱者対策と合わせた商店街振興対策	○小口融資制度 ○新しい産業誘致の検討
2020 年 K P I (成果目標)	買い物支援システム 2014 年 0 システム⇒2020 年 2 システム		

基本目標 1 茶臼山観光ブランド化

■取り組み 1-5 起業の促進

■現状と課題

農業・林業・観光といった従来の産業区分にとらわれず、あらゆる産業間の連携を強化した新しい産業の確立や、住民参加型の観光産業の盛り上げなどにより、交流人口の増大、観光消費の拡大による経済効果の向上・就労の場の確保を目指す必要があります。

このため、新たな発想による新ビジネスづくりへの行動が求められ、企業体の活動だけでなく、村民の連帯によるコミュニティビジネスの展開や起業化も支援していく必要があります。

それらの村民参加のビジネス体制により、観光を中心とした「むら業」の新しい流れをつくり、その中で、地域の付加価値と魅力を高める環境整備等も進めていく必要があります。

■必要な対応

計画項目	行動内容
起業の促進	◎ 新たなビジネス起こし支援 ○ 起業家支援補助金

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容		○起業家補助制度	○起業家補助制度
2020年KPI (成果目標)	起業支援数 2014年1件 ⇒2020年 5件		

基本目標 2 田舎志向を引き込む

■取り組み 2-1 住まいの基盤づくり

■現状と課題

豊根村には民間のアパートがないため、定住の基盤として、村営住宅の整備が重要です。現在、中野、日余沢、新井、津川、漆島、久原、市原、大谷の各地に村営住宅が整備され、坂宇場には、県営住宅も整備されています。しかしながら、老朽化が目立つ住宅もあり、計画的な改良、改築等の整備が必要です。また、村全体を見据えた村営住宅の配置、必要戸数、種別等を再検討し、新設、建替え、改築、補修、廃止等を計画的に実施していく必要があります。

また、多様なニーズに対応した定住環境を強化していくために、新築や改修に対しての助成、空き家の活用や分譲地の整備等、多様な形態の提供も必要です。

■必要な対応

計画項目	行動内容
村営住宅整備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 豊根村住生活基本計画の推進（村営住宅の新築、建替え、補修、廃止等の計画） ◎ 入居者・地域ニーズに合った住宅の整備 ○ 効率的な維持管理と居住環境整備の推進
新しい定住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分譲住宅地整備の検討 ○ 空き家の活用 ◎ 新築リフォームの支援

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅整備方針の検討 ○入居者・地域ニーズに合った住宅の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅整備方針の策定 ○公営住宅の維持補修 ○入居者・地域ニーズに合った住宅の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の整備 ○入居者・地域ニーズに合った住宅の整備
2020年KPI (成果目標)	○定住促進住宅の整備 2014年0戸⇒2020年10戸		

基本目標 2 田舎志向を引き込む

■取り組み 2-2 村外との交流の促進

■現状と課題

昨今のライフスタイルは多様化しており、都市部と農山村の地域間交流事業も多岐にわたり展開されています。しかし、それぞれの事業を個別に運営していることから、利用者への情報が限定され事業拡大には結びつかないのが現状です。今後は、交流事業に関する窓口を一本化することで、効果的な情報発信を行うとともに利用者のニーズにあった事業を展開する必要があります。

また、地域の個性・魅力の発信と、交流推進を通して地域の活性化を図るために、地域おこし協力隊や緑の協力隊、大学連携事業、国際交流、中学生の海外研修、愛知万博のフレンドシップ国との交流等の各種の交流事業を推進しています。今後も、交流事業を推進し地域の活性化に結びつけていく必要があります。

県境域開発協議会では、県境を超えた長野県との文化、スポーツ等の交流活動を行っています。これらの交流活動は、地元の運営母体の育成強化により展開されることが望ましく、その体制づくりが課題となります。

これらの交流拡大には、村情報の積極的な発信が必要ですが、広域的・全国的な情報発信は不十分で、各産業にわたる情報を集約して効果的に発信する仕組みづくりが求められます。

■必要な対応

計画項目	行動内容
他地域との交流事業の拡充展開	◎ 都市部との各種交流事業の継続発展 ○ 県境を超えた広域交流事業の展開 ○ 短期滞在事業の推進 ○ 国際交流の推進
外に向けた情報受発信	◎ マスコミ等へとよね情報を積極的に提供 ○ 村ホームページの拡充と情報受発信への有効活用 ◎ 村出身者の人脈ネットワークの活用、データベース化、出身者による都市での村PR

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○友好パスポート事業の実施 ○サウジ・キルギスとの交流促進 ○広域連合・県境域などと連携した取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○友好パスポート事業の実施 ○サウジ・キルギスとの交流促進 ○広域連合・県境域などと連携した取り組みの推進 ○大学等のと連携推進
2020 年 K P I (成果目標)	制度を通じた交流人口増加 2014 年 3,000 人⇒2020 年 6,000 人		

基本目標 2 田舎志向を引き込む

■取り組み 2-3 定住促進対策

■現状と課題

人口減少を克服していくためには、転出防止対策を講じるだけでは十分でないため、積極的に転入促進対策を行う必要があります。

また、集落の強化も必要ですが、現在、5つの行政区の中に41の集落が散在していることから、行政効率が悪く、集落によっては高齢化が急速に進み、行事・祭事等の協力体制・地域コミュニティの形成が困難な集落も増加しています。今後、集落間の自主的統合への対応や空き家状況の把握、交流・移住・定住等の条件整備を進める必要があります。地理的条件によっては、集落基盤の再編もモデル的に検討をしていく必要があります。

■必要な対応

計画項目	行動内容
定住促進の実施	◎ 定住促進に向けた取り組みの検討
集落機能の充実	◎ 特色ある地域づくりの推進 ◎ 集落機能強化に向けた取組の検討 ◎ 大学連携など外部の力を借りた活動の推進
集落基盤整備	○ 空き家調査・地域内将来人口動向調査等の実施 ○ 外部人材を活用した地域づくりの推進

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容	○定住促進対策の検討 ○定住促進に対する情報発信	○定住促進対策の検討 ○定住促進に対する情報発信	○定住促進対策の実施
2020年KPI (成果目標)	定住説明会等を通じた定住者数 2014年0人⇒2020年までの5年間に3人 行政区活動への支援数 2014年2事業⇒2020年までの5年間で20事業		

基本目標 2 田舎志向を引き込む

■取り組み 2-4 新しい人材づくり・女性の活躍支援

■現状と課題

村の活性化につながる経済活動、福祉活動、教育活動等を先頭に立って進める意欲的な人材が必要ですが、その意欲を見出す情報が必ずしも十分ではなく、特に村外に流出した人材の能力活用は難しい情勢です。村内外の人材情報を収集し、活用する仕組みをつくる必要があります。

そのため、地域おこし協力隊など外部人材を活用する制度を積極的に活用して新しい人材の発掘に努めていきます。また、子育てをしながら働く女性の支援、女性の就業機会の拡大等社会進出しやすくなる環境づくりや対策を強化していくことも大切です。

少子過疎化が進む中、地域内の人材育成を進めながら、外部人材の応援態勢をつくり、地域活動を充実していける体制と人材づくりを進める必要があります。

■必要な対応

計画項目	行動内容
地域おこし協力隊な そ外部人材の活用	<ul style="list-style-type: none">○ 地域おこし協力隊などの制度活用○ 外部人材が活躍できる支援体制の整備
女性が活躍できる場 づくり	<ul style="list-style-type: none">○ 食を通じた特産品づくりなどの推進
人材情報ネットワー クづくり	<ul style="list-style-type: none">○ 村内の各種産業団体、地域団体の交流による人材発掘の場づくり○ 特定技能者育成のための支援制度検討◎ 人材バンク取組推進○ 地域おこし協力隊や緑の協力隊によるネットワークづくり○ 豊根応援団（村外村民）の組織化検討
人材育成	<ul style="list-style-type: none">○ 各組織活動を通じた指導者確保とリーダーの育成○ 行政区内のリーダーとなる人材の発掘と育成○ 地域間交流を通じた、地域が必要とする人材の発掘

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容		○ふるさと村民制度の充実 ○ふるさと納税制度の活用	○ふるさと村民制度の充実 ○ふるさと納税制度の活用
2020 年 K P I (成果目標)	地域おこし協力隊 ふるさと村民 ふるさと納税者	2014 年 3 人⇒2020 年 4 人 2010 年 110 人⇒2020 年 200 人 2010 年 10 人⇒2020 年 50 人	

基本目標3 現役世代しっかり応援

■取り組み3-1 子育てしやすい村づくり～現役世代への支援～

■現状と課題

豊根村は、深刻な少子化対策に様々な取組を行っています。

国の児童手当に上乘せし、中学生までを一律支援できる体制を整えるとともに、保育園から中学校までの通学費無料化を行っています。また、県立高校の再編計画により郡内には高校が1校だけとなり、自宅から通学できる環境を確保することが急務となります。生徒の進路選択によっては、郡外の高校へ通学することとなるため、生徒や保護者の負担を軽減し、安心して高校に通える環境づくりが必要です。このため、高校への通学費や下宿費等への助成や奨学金・私学助成等の就学支援を行います。

一方、独身期には出会いサポート事業や、結婚祝金・不妊治療助成・出産祝金等の支援を行い、ライフステージに応じた生活支援を進めています。

村営の杉の子保育園では、延長保育、一時保育、第三子保育料無料化、村営バス料金保護者負担の無料化など、保育サービスの充実と負担の軽減を図っていますが、引き続き利用者ニーズに応えた保育サービスの推進が必要です。

子育て支援センターでは、子育て広場の開設、園庭開放、子育ての相談、子育てに関する情報の提供、育児講座、食事の指導を行っています。さらに保育園、保健センターとの連携を充実させ、利用しやすいセンターを目指していきます。

また、子育て支援事業として行なっているチャイルドシートの助成、インフルエンザ予防接種助成等に加えて、中学校卒業までの医療費無料化を実施しています。さらに、母子家庭への、就労や子育て、医療などの生活支援を適切に実施できるよう、相談支援体制の充実が求められています。

■必要な対応

計画項目	行動内容
保育サービスの充実	◎ 延長保育や第三子保育料無料化、保育園児バス通園費助成等の制度継続
独身期・結婚・出産支援	◎ 出会いサポート事業への助成 ◎ 結婚祝金、不妊治療助成、出産祝金の助成
子育て支援助成	◎ とよね子ども手当の交付継続 ◎ 子ども医療費の無料化 ◎ 子育て支援の各種助成制度の継続（チャイルドシート、インフルエンザ予防接種等） ○ とよね型放課後児童クラブの設置
母子保健・福祉の充実	○ 育児講座、相談、交流会の開催
就学支援対策	◎ 奨学金制度や私学助成制度の継続 ◎ 豊根村高校等就学助成の継続

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容		○各種現役世代支援の実施	○各種現役世代支援の実施
2020年KPI (成果目標)	現役世代応援による小中学生数の確保 2014年76人⇒2020年の見込み48人を60人にする。		

基本目標3 現役世代しっかり応援

■取り組み3-2 医療の充実

■現状と課題

医療施設は村営診療所が2か所にあり、東栄病院と連携した医療体制で運営を行っています。医師や看護師の確保については、国や県、へき地医療支援機構などと連携した取り組みが必要です。

救急医療、休日診療、時間外診療については、東三河北部医療圏内の新城市民病院、東栄病院に頼っています。歯科診療については、保健福祉センター内に設備を整備しています。

■必要な対応

計画項目	行動内容
診療体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 医師・看護師等の医療従事者の確保○ 医療機器等の設備の更新
医療水準・対応力の高度化	<ul style="list-style-type: none">○ 遠隔医療診断システムの活用○ 広域医療情報ネットワークの活用○ 新城市民病院、東栄病院、へき地医療支援機構との連携

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容		○医療体制の維持	○医療体制の維持
2020年KPI (成果目標)	医療機関数 2014年2か所 ⇒ 2020年2か所		

基本目標3 現役世代しっかり応援

■取り組み3-3 高齢者対策

■現状と課題

「豊根村高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」により、在宅介護支援センター機能も含んだ地域包括支援センターの運営を社会福祉協議会へ委託しています。地域包括支援センターでは、各種の相談事業、介護予防事業、地域支援事業を実施していますが、財政面と専門職不足が運営上の課題となっています。

村内に老人保健施設とグループホーム、生活支援ハウスがありますが、民営の特別養護老人ホームや訪問看護ステーション等は無いため、近隣町村で広域福祉法人を設置し運営しています。

介護事業については、医師、保健師、介護支援専門員などを含む保健福祉関係者で構成されたケース検討会を毎月開催して、ケアやサービス内容の総合調整を行っています。

介護予防・在宅福祉サービスについては、村単独事業として生きがい通所事業、高齢者支援事業、軽度生活支援事業、緊急通報装置設置事業など各種福祉事業を実施していますが、利用者負担の検討や、これらの活動を支える人材やボランティアグループの育成が課題です。

■必要な対応

計画項目	行動内容
介護保険事業の運営	◎ 介護予防事業の充実 ○ 保健・医療・福祉が連携した総合調整機能の強化 ○ 在宅介護サービスの充実 ○ 福祉マンパワーの育成
高齢者福祉サービスの充実	◎ 生活支援ハウスの運営強化 ◎ 高齢者緊急通報システムの拡充や高齢者宅の訪問事業など高齢者の見守り活動の充実 ◎ 敬老乗車券の交付（村営バス）
高齢者の生きがいづくり	○ 高齢者自らが役割を担える仕組みづくりの構築と支援 ○ シルバー人材センターの活性化と運営支援 ◎ 高齢者の見守りの推進 ○ 高齢者と子どもの交流促進

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容		○保健・医療・福祉が連携した豊根村モデルの検討	○保健・医療・福祉が連携した豊根村モデルの実現
2020 年 K P I (成果目標)	介護事業者数 2014 年 1 事業所⇒2020 年 1 事業所		

基本目標3 現役世代しっかり応援

■取り組み3-4 健康づくり・障害者対策

■現状と課題

「生涯現役！元気な村とよね」を基本理念に、子どもからお年寄りまで、一人ひとりが健康づくりを実践することで、いつまでも元気で幸せに生活できるように、「健康日本21とよね計画」を策定しています。この計画に基づき、推進員や健康づくりに関係する機関と協力し、健康づくり事業を推進していますが、村民一人ひとりが自分自身の健康に関心をもって、健康づくりの実践ができるように、さらに啓発することが必要です。

保健事業については、保健センターを中心に特定健診やがん検診等の受診率の向上と受診後の保健指導に力を入れています。村民が、受診後の生活改善や生活習慣病予防の実践ができるように、働きかけることが必要です。

さらに、心の健康に不安を持っている人が増えている現状から、相談体制の強化を図る必要があります。

また、「慣れ親しんだ地域で暮らせるむらづくり」を基本理念に、基本的人権を尊重し阻害感のない地域社会の実現、物理的障害や心の障壁を取り除くバリアフリー化、障害者の社会参加の促進と生活の質の向上を目指し、豊根村障害者計画を策定しています。

公共施設等のバリアフリー化に関しては、新しい施設での対応のほか、既存施設は使用頻度の高いものから整備を検討していますが、整備のための財源確保が困難であり、効率的な整備計画を策定する必要があります。

障害者福祉サービスは、障害者等の相談支援やホームヘルプサービス等を社会福祉協議会へ委託しているほか、障害者に対し支援費の支給をしていますが、活動の一層の充実と支援に要する財源確保が課題です。

■必要な対応

計画項目	行動内容
健康づくりに関する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 村民一人ひとりの健康管理意識の向上 ○ 健康日本21 とよね計画の推進 ○ 関係機関との連携による村民への支援体制の強化 ○ 健康づくりを目的とした自主グループへの支援
保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健師等による保健指導・教室・相談事業の充実 ○ 特定健診やがん検診等の健診体制の充実、受診率の向上 ◎ 健康づくりの推進（メタボ改善教室、糖尿病教室、心の健康講座等の推進）
障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊根村障害者計画に基づいた福祉サービス体系の整備 ○ 障害者福祉相談所の活動支援（相談指導体制の強化） ○ 障害者在宅福祉サービスの充実
バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種施設のバリアフリー化促進

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○健康日本21 とよね計画の推進 ○保健指導の充実 ○健康づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康日本21 とよね計画の推進 ○保健指導の充実 ○健康づくりの推進
2020年KPI (成果目標)	健康づくりの機会の増加として「とよね健康マイレージ」への参加者数を増加 2014年0人⇒2020年300人		

基本目標 3 現役世代しっかり応援

■取り組み 3-5 学校教育の充実

■現状と課題

豊根村には、小学校及び中学校が各1校あります。豊根小学校は平成17年に、豊根中学校は昭和49年に、旧豊根村内のそれぞれ3校を統合するとともに、平成27年には、富山小中学校と統合しています。また、豊根中学校には寮が整備されています。

小中学校児童生徒は、安全対策上基本的に全員村営バス通学としています。

児童・生徒数は減少していますが、山の自然や生活を教材にする地域教育をはじめ、「生きる力」を育む特色ある教育活動に取り組んでいます。小・中学校は、それぞれ同一敷地内に施設があるため、小中連携教育を行っています。また、中学校では、国際理解教育として海外研修の実施や英語補助教員としてALTを派遣し、英語力の向上を図る一方で、小学校においても英語と親しむ機会を設けています。この他に、中高一貫教育として、郡内に1校しかない県立田口高等学校と連携強化を図っています。

なお、老朽化にともなう情報機器等、教育設備の整備については、計画的に整備を検討し対応します。

また、村内では地域全体で子どもを支える環境づくりとして、家庭教育推進協議会活動が行われています。また学校保健委員会の中で、「早寝早起き朝ごはん運動」等が行われ、学校と家庭で連携して子どもの生活リズムの向上に取り組んでいます。

■必要な対応

計画項目	行動内容
誇れる教育の実践	<ul style="list-style-type: none">○ 知育、徳育、体育の調和のとれた実践○ 基礎基本学力の定着○ 保・小・中の連携教育、中高一貫教育の充実、外国語指導助手の採用など○ 特別支援教育の充実○ 中学生の海外研修事業の継続○ 森林や地域資源の教材としての活用（林業体験、農業体験等）○ 豊根村を考える教育の工夫、独自教材の製作◎ デジタル機器を導入した多様な教育の確保
開かれた学校運営	<ul style="list-style-type: none">○ PTA活動の推進○ 地域参加型の学校運営体制の充実（学校評議員制度等）

	◎ 地域住民の学校行事への積極参加、地域ぐるみで子どもを支える学校教育支援
学校施設等の維持管理	○ 校舎等の耐震対策の推進 ○ 老朽施設の改善整備の計画的推進 ◎ 学校教育施設の充実 (寄宿舍、教員住宅、共同調理場等)
教育設備機器の充実	○ 情報機器の計画的更新整備 ○ 各種教育設備の充実整備
家庭教育活動の推進	○ 関係団体の連携による家庭教育推進活動の充実

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容		○保育園から高校までの連携教育 ○学校環境の整備	○保育園から高校までの連携教育
2020年KPI (成果目標)	特色ある教育事業の実施 2014年9事業⇒2020年9事業		

基本目標3 現役世代しっかり応援

■取り組み3-6 生涯学習の充実

■現状と課題

村では、「豊かな心を育む生涯学習のむらづくり」をスローガンに掲げ体制を整備しています。

一人ひとりが生きがいを感じながら生活していただけるよう「いつでも、どこでも、だれでも」必要な学習を受けられる体制づくりが求められています。

体育協会加盟団体等によるスポーツ活動が展開されており、スポーツ教室をスポーツ推進委員の指導の下で実施しているほか、村全体の運動会を実施し、さらに総合型地域スポーツクラブを設立し、継続して運営できる体制を整備し、村民の生涯スポーツの充実を図る必要があります。

豊根村文化協会加盟団体等により、自主的な文化芸術活動が展開されています。それらの活動をより活発化させるため、発表の場づくり等が必要であるとともに、村民が広く文化芸術に触れる機会を持つことも求められます。

■必要な対応

計画項目	行動内容
生涯学習の環境整備	◎ 参加促進及び活動支援 ○ 指導者の確保育成 ○ 交流型生涯学習の環境整備 ○ 愛知県及び近隣市町村の生涯学習情報を収集提供 ◎ 豊根村生涯学習推進基本構想・基本計画の推進
スポーツ活動体制の確立	○ 総合型地域スポーツクラブの設立と効果的な管理運営 ○ スポーツ推進委員の研修機会の充実
スポーツ活動意欲の増進	○ 一人1スポーツの奨励 ○ 村民運動会の開催 ○ 各種スポーツ大会の開催 ○ ニュースポーツ教室の開催
スポーツ施設環境の整備	○ 既存スポーツ施設の改良整備 ○ とよねドームの有効活用
村民の文化芸術活動の展開	○ 各文化団体の活動支援と活発化 ○ 文化芸術活動の成果発表の場の提供、創出
文化交流の推進	○ 文化や芸術に接する機会づくり（周辺市町村の文化イベントとの連携等）

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容		○生涯学習の場の 充実	○生涯学習の場の 充実
2020 年 K P I (成果目標)	生涯学習参加者数	2014 年 380 人⇒2020 年 380 人	

基本目標4 つながる山暮らし

■取り組み4-1 道路など生活基盤の整備

■現状と課題

豊根村に住み続けるために道路は最重要な基盤です。

地域住民が安全・安心な日々の生活を営むために必要であるとともに、観光・農林業など基幹産業の推進・地域の活性化においても重要な基盤です。

村内の集落をつなぐ道路の改良を進めるとともに、都市部とのアクセス時間の短縮を図り、通勤できる道路体系の整備をしていく必要があります。

現在の豊根村には、村西部を南北に縦貫する国道151号をはじめ国県道が10路線あります。これらの道路では、未改良区間が多く、急峻な地形のための急勾配、急カーブ、落石等の危険区間が多い現状にあります。そのため、国道151号の太和金トンネル改良の早期完成に向けた事業推進の要望活動を続けているほか、県道各路線においても改良事業を要望しています。

一方、道路の安全確保については、緊急輸送道路等、県において優先順位が定められ、落石対策等の事業が実施されています。

村道は日々の生活に不可欠な基盤であり、側溝、路面等の補修等を行っています。危険箇所等の改良が急務ですが、財政事情により大規模改良は困難であり、国・県の補助拡大を求めていく必要があります。

また、住むための各種基盤の充実維持は、豊根村に住める環境をつくるために非常に重要な対策です。

村の簡易水道は、地理的条件により民家が点在しているため、7つの浄水場を設置して水の安定供給を図っています。

水道供給を開始して40年以上が経過しているため、配水管・計測機器などの老朽化に伴い計画的に更新していますが、多額の経費が必要となるため財源確保を図りながら効率的に行う必要があります。

また、水道未普及地区の解消や水道広域化に向けた検討を進めていきます。

また、テレビやインターネット等の情報通信基盤は、住むために必要な条件です。北設楽情報ネットワークによるテレビ及びインターネットの通信環境を維持していくとともに、携帯電話不感知地域対策など情報過疎地とならないよう都市部と同等のサービスを享受できる情報基盤を確保していく必要があります。

ゴミの収集については、住民の協力による分別収集、各小学校区による資源ゴミリサイクル活動、村の生ゴミ処理機購入に対する補助事業等を推進していますが、収集量は年々増加しており、ゴミの減量化対策を検討する必要があります。

ます。

ゴミ・し尿の処理は、北設広域事務組合で実施しています。廃棄物処理施設の中田クリーンセンターについては老朽化対策を、し尿・浄化槽汚泥処理施設の松戸クリーンセンターについては、設楽ダム建設に伴う水没対策のため、その移転先についての検討を北設広域事務組合と構成町村で行っています。

生活雑排水の処理による水質環境の保全対策は、生活排水処理基本計画に従って進めていますが、本村は、集落が散在し、高低差が大きく下水道処理には適さないため、合併処理浄化槽の設置について補助制度を設け普及を図っています。なお、合併浄化槽の設置には国、県の補助もありますが、村の財政負担も大きいことから平成 25 年度末の普及率は 66.8%とまだ低い状況のため、普及推進と設置者による適正な管理意識の啓発が必要です。

■必要な対応

計画項目	行動内容
国県道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国道 151 号改良整備、主要地方道阿南東栄線、主要地方道飯田富山佐久間線、一般県道津具大嵐停車場線などの改良整備促進 ◎ 三遠南信自動車道、新東名自動車道へのアクセス道路の整備促進 ○ 交通安全対策の促進と緊急輸送経路の確保
村道の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備優先順位検討による整備計画の策定 ○ 計画に沿った効率的な整備の推進（国県の補助の活用）
水道施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠方監視システムの更新 ○ 水道広域化の検討
情報通信の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北設楽情報ネットワークの維持充実 ○ 携帯電話不感知地域解消に向けた通信網整備
買い物弱者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 買い物を支援するシステムの整備
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分別収集の徹底、ゴミ減量化運動の展開 ○ 生ゴミ処理機の設置増進に向けた補助事業を推進
合併処理浄化槽の普及と管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 合併処理浄化槽の普及促進と管理意識の啓発
公共基盤の維持補修と耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設の耐震化対策 ○ 水道施設及び水道管等の老朽化対策・耐震化対策
遊休施設の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活用見込みのない施設の廃止を検討

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容	○買い物支援システムの整備	○道路の整備 ○生活基盤の維持 ○買い物支援システムの活用	○道路の整備 ○生活基盤の維持 ○買い物支援システムの活用
2020 年 K P I (成果目標)	買い物支援システム 2014 年 0 システム⇒ 2020 年 2 システム 遊休公共施設の廃止撤去 2014 年 年間 0 棟⇒2020 年 年間 1 棟		

基本目標4 つながる山暮らし

■取り組み4-2 公共交通の確保

■現状と課題

民営バス路線廃止に伴い、運行を始めた村営バスは平成21年度から北設3町村連携の「おでかけ北設」にて広域的な運行を行っていますが、豊根、富山地区それぞれでの運行で、両地区間では路線は接続していません。村内唯一の公共交通機関である村営バスは、子供たちの通学やお年寄りの通院等には不可欠であり、バス利用者の減少により運送収入は収入全体の13%程度であり、国・県の助成と一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況にあります。

バス運行は、住民の移動手段の確保のために、路線の接続を含めた輸送ルートやサービス向上、経営改善のため、民間への業務委託を含めた運営方法、また、バスや鉄道、観光施設と連携した公共交通機関の活用が必要です。

鉄道では、JR飯田線の大嵐駅と東栄駅が最寄りの駅であり、その運行充実に向けて、広域的な活用を検討していく必要があります。

■必要な対応

計画項目	行動内容
バス輸送のあり方検討	○ 村営バスの経営改善・利用促進及び広域的運営の検討
新しい輸送システムの検討	○ ボランティアタクシーの活用
JR飯田線の利便性向上	○ 利便性向上の要望活動 ○ 飯田線の利用促進運動

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容		○村営バスの運行 ○がんばらマイカー制度の維持	○村営バスの運行 ○がんばらマイカー制度の維持
2020年KPI (成果目標)	村営バスひとりあたり利用回数 2014年2.4回⇒2020年2.6回		

基本目標4 つながる山暮らし

■取り組み4-3 広域ネットワーク体制づくり

■現状と課題

広域行政については、東三河広域連合による介護保険認定などの取組を進めるとともに、消防・救急、し尿・ゴミ処理、介護保険認定などの分野で、新城市や北設広域事務組合と、観光分野では、奥三河観光協議会、東三河広域観光協議会と連携して取組を進めています。また、新城北設楽広域市町村圏協議会において、それぞれの基本計画に基づき事業を推進しています。また、県外においては、県境域開発協議会や三遠南信地域との連携も行い県境を越えた各種取組を推進しています。

また、友好自治体提携をしている豊明市や災害協定を締結している飛島村をはじめ、遠隔地との連携も推進していきます。

今後、一層厳しさを増す行財政環境の中で、この地域の発展と共通課題解決等に向けて取り組んでいくことが重要であります。

■必要な対応

計画項目	行動内容
広域行政事務の効果的運営	○ 広域行政の効率的な事務運営 ○ 県境を越えた広域行政関係の強化
広域連携による交流の拡大	○ 広域的な交流の拡大 ○ 友好パスポート（ほの国パスポート）の実施 ○ 広域的なイベント実施

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容		○広域的な連携の推進	○広域的な連携の推進
2020年KPI (成果目標)	周辺自治体や企業、大学等との広域連携協定の数 2014年11協定⇒2020年15協定		

基本目標4 つながる山暮らし

■取り組み4-4 環境に貢献する地域づくり

■現状と課題

豊根村は、森林面積が約9割であり、東三河地域の水源となっています。引き続き水源涵養機能を維持するとともに、地域環境に貢献するため、二酸化炭素の排出抑制につながる太陽光や木質燃料の活用を進めていきます。特に森林資源を活用した木質ペレット燃料は、自然エネルギーの活用の具体方策であり、さらなる活用を進めていく必要があります。

大入川の鮎が、全国規模の利き鮎会で準グランプリを受賞するなど、きれいな水資源を守っていくことが重要です。そうした良質の水環境等を維持向上していくため、関係機関と環境美化対策を協議するとともに、毎年6月の「環境月間」に合わせ村内一斉美化活動として沿道清掃・美化、花壇等の清掃・整備活動や地域環境保全委員による年1回のパトロールなどの取り組みを実施しておりますが、不法投棄等が年々増加する傾向にあり、地域の自然環境や生活環境を守り続けていくためには、一層住民と協働した取り組みの充実が必要です。

■必要な対応

計画項目	行動内容
環境保全の推進	○ 環境保全に係る条例等の整備 ◎ 自然エネルギーの利活用推進
環境汚染の防止	○ 水質汚濁防止の監視体制強化や関係機関・事業者への指導強化 ○ 不法投棄等に対するパトロールの強化 ◎ 木質ペレットの利用推進
景観づくり	○ 村の花（水仙）や芝桜等、花づくり運動等の展開 ◎ 沿道やの間伐対策の推進 ◎ 沿道や河川の景観向上（皆伐）の実施
環境美化活動の推進	○ 清掃活動、観光地のゴミ持ち帰り運動 ○ 各地区の美化活動、きれいな村づくりの啓発
身近な道路の維持管理	○ 生活道路の協働による維持管理の推進 ○ 沿道の伐採事業

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容	○景観向上事業の 実施	○景観向上事業の 実施	○景観向上事業の 実施
2020 年 K P I (成果目標)	景観向上か所数 2014 年までに 50 か所⇒ 2020 年までの 5 年間で 300 か所 増加		

基本目標4 つながる山暮らし

■取り組み4-5 村民と行政の協働

■現状と課題

むらづくりは、村民と行政の「協働」により進めるべきものであり、村民のボランティア活動や自ら主体的にむらづくりに関わる体制づくりを進める必要があります。

村の村域は、大字を基本とした5つの行政区で構成されますが、この行政区をひとつのコミュニティ単位として住民主体のむらづくり活動を活性化させる必要があります。自主的な地域づくりの促進・地域課題への対応・地域力の向上を目的とした「地域づくり支援交付金」や地域住民が協働して行う「協働支援事業」などにより、自主的なコミュニティ活動を支援しています。

なお、「協働」のむらづくりには、村民と行政が情報を共有することが不可欠の条件となります。村では、区長会、組長会、行政懇談会等を開催し、行政情報の提供と意見交換をしています。こうした機会を有効に活用していく必要があります。

また、行政情報の発信手段としては、「広報とよね」及び情報連絡無線放送のほか、村ホームページを通じて内外に地域情報を発信しています。今後、北設情報ネットワークの活用なども含め、より効果的な広報手段を検討する必要があります。

■必要な対応

計画項目	行動内容
特色ある地域づくりの推進	◎ 地域づくり支援交付金制度の効果的な活用 ◎ 地域懇談会、座談会、勉強会、研修会等の開催 ◎ 特色ある地域づくりの支援 ○ 地域協働支援事業の活用
むらづくり活動組織の強化	○ 様々な分野の活動団体の連携と地域活性化をめざす住民組織の育成 ○ NPO などによる地域活性化の充実
情報交換の場づくり	○ 行政区への情報提供、行政区間の情報交換 ○ 地域懇談会、座談会、勉強会、研修会等の開催検討
広報・広聴手段の充実	○ 「広報とよね」・村ホームページの内容充実 ○ 情報通信網を活用した情報交換システム整備検討
行政情報の公開	○ 情報公開制度の的確な運用

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容		○住民協働による 自治の推進	○住民協働による 自治の推進
2020 年 K P I (成果目標)	行政区維持 2010 年 5 区⇒ 2020 年 5 区		

基本目標4 つながる山暮らし

■取り組み4-6 防災・防犯対策

■現状と課題

急峻な地形の中に集落が点在するため、孤立対策など防災対策は非常に重要です。特に東日本大震災に見られる大規模地震やゲリラ豪雨などによる土砂災害など同時多発的な災害に対しては、常日頃から、意識を高め対策を向上させていく必要があります。村では、豊根村防災計画を基本とし、「自らの地域は自ら守る」ことを基本にしながら、自主防災体制の強化、官民相互応援協定の活用、総合防災訓練の実施など地域ぐるみで有用な防災対策を考えていく必要があります。また、大規模地震に備え、建物の耐震化を推進することが重要であります。

消防・救急業務は、新都市に委託し広域消防体制により、消防署員と消防車両を常時配置して消防・救急業務にあたっています。消防力の強化のため、新都市消防署との連携をさらに強化するとともに、新たに整備したヘリポートの運用や県境を越えた隣接市町村との連携の緊急時応援体制を充実していくことが必要です。また、豊根村消防団は、20～40歳の男子で構成されていますが、人口減少とともに消防団員数が減少し、消防力は低下しています。団員確保や資機材の充実等が必要であるとともに、行政区ごとの自主防災組織と連動した体制づくりが求められます。

総面積の93%を山林が占めているため、生活道路等が山林に接していることや、殆どの民家が川や沢の近くに位置しているため、山地や土砂災害、河川氾濫等の災害時には、住民生活に深刻な影響を与えることが予想されます。治山事業や急傾斜地崩壊対策事業、河川整備事業、砂防事業の推進を強力に県等に要望していく必要があります。

犯罪のない社会、安心して生活できる環境づくりのため、民間で構成する防犯パトロール隊、公用車を利用した防犯パトロール等による不審者の通報、危険箇所の点検など、地域ぐるみで犯罪のない村づくりを進めていきます。

交通安全については、豊根村交通安全協会と連携し、カーブミラー等の交通安全施設の調査と整備を行うなど対策に努めているほか、各季の交通安全週間での街頭啓発など住民の交通安全意識高揚に努めています。

■必要な対応

計画項目	行動内容
地域ぐるみの防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制組織の強化 ◎ 防災ハザードマップの活用 ○ 地域ごとの防災訓練と定期的な総合防災訓練の実施 ○ 災害に即した消防団出動体制の充実と機能強化 ○ 災害時の民間事業所及び各種団体との相互応援協定
防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺自治体との連携強化 ○ 電力会社や電話会社等と連携した災害に強い供給体制づくり ○ 災害時要援護者に対する支援体制の充実 ○ 地上式消火栓の整備推進 ○ 避難場所・防災施設等の設備充実 ○ 災害対策基金の充実 ○ 道路の防災対策の促進
住まい等の耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共建築物の耐震対策 ◎ 一般住宅の耐震化（診断・改修）の促進
治山・治水対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 治山、砂防、急傾斜地対策事業の促進 ○ 河川整備事業の促進 ○ 土砂災害防止法に伴う現地基礎調査の促進
防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯パトロール隊の活動促進 ○ 防犯カメラ等の機器の整備 ○ 防犯意識の啓発 ◎ 地域ぐるみで弱者（子ども・高齢者）の見守り意識醸成
交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブミラー、防護柵等、交通安全施設の点検・整備 ○ 交通安全意識の高揚

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降 (5 年後まで)
取組内容		○自主防災体制の 強化	○自主防災体制の 強化
2020 年 K P I (成果目標)	防災行政無線戸別受信機の更新 2014 年 288 台⇒2020 年 666 台 防災資機材整備 2014 年 5 か所⇒2020 年 10 か所 災害対策基金 2014 年 70 百万円⇒2020 年 100 百万円 ヘリポート 2014 年 1 か所⇒2020 年 2 か所		

基本目標4 つながる山暮らし

■取り組み4-7 誇れる文化づくり

■現状と課題

村内には、「花祭り」「御神楽祭り」「念仏踊り」など永く受け継がれてきた民俗芸能があり、豊根村に住むものにとっての誇りとなっております。

しかしながら、5か所で開催されていた花祭りが、2か所で中止となるなど、人口減少や高齢化の影響が顕在化してきており、伝統芸能野後継者育が急務となっております。村に伝わる伝統芸能は、村の誇りであり、これらを絶やすことなく継承していかなければなりません。

国、県及び村指定の文化財、天然記念物は保全・保護及び公開に努めていますが、個人や氏子の所有物は、散逸しないような管理を所有者にお願いしていきます。

■必要な対応

計画項目	行動内容
山村文化の継承活動	○ 歴史文化資料の収集と保存管理（電子情報化を含む） ◎ 伝統芸能等の保存会活動等による後継者育成 ◎ 地域の高齢者等による子どもへの郷土教育、伝統技能の継承
文化財等の保存管理	○ 文化財・天然記念物等の所有者による適切な管理 ○ 住民・行政による保存管理の支援活動

■短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容		○伝統文化の維持	○伝統文化の維持
2020年KPI (成果目標)	伝統芸能の維持	2010年4地区⇒2020年4地区	